

特別寄与料の算定、 相続税との関係について

これまでに特別寄与料の制度が認められた理由、特定寄与料が認められる要件、特別寄与料の支払いなどについてお話してきましたが、特別寄与料が認められるとしてその金額をどのような事情で算定することになるのでしょうか。また、特別寄与料を受け取る人や負担する人について相続税との関係はどのようになるのでしょうか。今回は特別寄与料の算定や相続税との関係についてお話ししたいと思います。

1 特別寄与料の算定

(1) 家庭裁判所で定める場合

特別寄与料を算定するための考慮事情として、寄与の時期、寄与の方法や程度、相続財産の額、その他一切の事情を考慮することとされています。

その他一切の事情とは、主に、遺贈の額、相続債務の額、遺留分額などの金銭的な視点だったり、被相続人との関係性や被相続人の意思などの人的な視点だったり総合的な事情となります。

(2) 当事者の協議で定める場合

民法は当事者の協議で定める場合の算定方法について明確にいませんので、当事者の協議で自由に算定することができます。家庭裁判所で定める場合の考慮事情を参考にすることも自由です。

(3) 特別寄与料の金額の上限

家庭裁判所や当事者の協議で特別寄与料の金額を定めることにはなりますが、定めることができる金額には上限があります。

特別寄与料の額は、被相続人が相続開始の

時において有した財産の価額から遺贈の価額を控除した残額を超えることができないとされていますので、注意が必要です。

2 特別寄与料と相続税との関係

(1) 特別寄与料を受け取った人

特別寄与料を受け取った人は、被相続人から遺贈を受けた者とみなされます。したがって、特別寄与料は相続税の課税対象となりますので、注意が必要です。

(2) 特別寄与料を負担した人

一方で、特別寄与料を負担した人は、その課税される相続財産から負担した特別寄与料の金額を控除することができます。



今回お話しした特別寄与料の算定方法や相続税との関係については、実際には複雑で難しい問題が多いのですが、まずは基本的な概要をおさえていただければと思います。詳しくは専門家にお尋ねください。今回で特別寄与料についてのお話を終わりにしたいと思います。

◆プロフィール

弁護士 市場 輝(いちば あきら) /
とくけん
法律事務所 徳賢



平成19年に九州大学法科大学院に入学、平成24年に司法試験に合格、1年の司法修習を経て、平成25年より徳永賢一法律事務所にて執務を開始いたしました。平成28年8月より徳永賢一法律事務所は、事務所名を「法律事務所徳賢」に変更し、平成30年8月には事務所移転しました。平成から令和へと続く時代のニーズに応えられるように頑張っておりますので、相続連載シリーズもどうぞよろしくお願い申し上げます。